

此度遠列西示寺本末に依り  
相論隆多し荒波知是院大山  
此佛如古より今に西示寺古  
為醜醜末古由はるし孫字頭

中遠の古刹 真言宗西樂寺 補遺

# 西樂寺の寛永十五年

袋井市歴史文化館 二〇二二年九月

令和2～3年度袋井市歴史文化館企画展「中遠の古刹 真言宗西樂寺」は、袋井市春岡に位置する真言宗の古刹、安養山西樂寺に残された、4000点余りの古文書から地域の歴史を紐解く、全4回のシリーズです。

歴史文化館で展示したのち、土曜・日曜にもご覧いただけるよう、一部内容を変え、郷土資料館でリニューアルオープンをしました。

本冊子は、郷土資料館の展示解説を再編したものです。歴史文化館の展示が終了した後、新たに発見された史料により、様々な知見が得られました。新出史料に未紹介史料を加え、より深められた歴史を御紹介します。今回のテーマは、①「近世西樂寺の成立時期に関する史料」と、②「その史料を、いかにして今日まで伝えてきたか」です。

【本冊子はホームページ版のみです。印刷したものではありません】





# 寛永十五年の本末関係決定

## 近世西楽寺の成立



### 寛永十五年

寛永十五年（一六三八）は、西楽寺にとって重要な年となりました。この年に、近世西楽寺の本末関係（新義真言宗の寺院として支配を受ける。醍醐寺を本寺として法流を受ける）が決定したからです。

関係史料の一部は、「中遠の古刹 真言宗西楽寺 I 縁起と系譜」（参考文献5参照）でも御紹介しましたが、その後見つかった史料をあわせることで、より詳しい経緯を御紹介できるようになりました。

新義真言宗は、平安末に登場した覚鑿を祖として、根来寺を拠点に、鎌倉時代の頼瑜・聖憲を経て成立しました。中世、根来寺は隆盛したのですが、強大な武力を有していたことが災いし、豊臣秀吉に攻略されてしまいました。

秀吉の攻撃を逃れた専誉と玄宥によって、江戸時代初頭に新義真言宗は蘇りましたが、組織は全て失われていました。

そのような状態にあった新義真言宗は、すべての寺院を組織化し、把握したかった幕府と思惑の一致を見、近世初期、寛永の頃に、江戸を中心とした関

東新義真言宗を組織化。その後、延宝の本末改で、全国的に本末関係を組織化しました（参考文献1、pp. 899-900, 907-908, 1000-1008）。

すると、寛永十五年に本末関係が決定した西楽寺は、早い時期に組織化されたこととなります。関東新義真言宗と同時期です。

早い時期に組織化されたことについては、「弘西入道ら連署書状」（西楽寺文書近世九八九）、卯年（一六三九か）八月三日「覚」（西楽寺文書近世三三八四）などの一連の史料を見ると、当時まだ一山内に様々な経歴を持つ僧侶がいた西楽寺一山の中で、古義か新義か相論が起きたようなのですが、史料に細かな年月日が書かれておらず、正確な経緯が追いにくいので、まだ詳細は不明です。

寛永十五年の本末関係決定の経緯については、次ページの表をごらんください。

本末関係が決定した後、西楽寺住持の尊堯（宥真）はすぐに法流授与に向かったようで、寛永十五年十月二日付け「僧正寛濟書状」（西楽寺文書近世三三四六）には、「西楽寺住持尊堯が上洛した時に新調した秘密道具を大事にするように」と書かれています。

【重要参考史料】※次ページの表に掲載したものは除く

- 1、〔弘西入道ら連署書状〕（西楽寺文書近世九八九）
- 2、寛永十五年（一六三八）十月二日〔僧正寛濟書状〕（西楽寺文書近世三三四六）
- 3、卯年（一六三九か）八月三日「覚」（西楽寺文書近世三三八四）

#### 【参考文献】

- 1、榎田良洪『真言密教成立過程の研究』（山喜房佛書林、一九六四年）。
  - 2、朴澤直秀『近世の仏教』②岩波講座日本歴史 第11巻 近世② 岩波書店、二〇一四年）。
  - 3、林淳『修験道研究の昨夜』（時枝務・長谷川賢二・林淳編『修験道史入門』岩田書院、二〇一五年）。
  - 4、永村眞『中世醍醐寺の仏法と院家』（吉川弘文館、二〇二〇年）。
- ※特に「醍醐寺報恩院と根来中性院」（初出二〇〇二年）、「中世醍醐寺と根来寺」（初出二〇〇三年）を参照
- 5、袋井市歴史文化館編『中遠の古刹 真言宗西楽寺 I 縁起と系譜』（二〇二二年）

月 日	内容	史料（史料番号）	差出人	宛先	裏書
5月17日	①高野山釈迦文院と西楽寺の本末関係に関する混乱について、西楽寺はここ数代は新義の僧侶が住職を勤めていて、替わることはありえない。 ②西楽寺の歴史を調べたところ、西楽寺は醍醐寺の末寺ということだ。	〔高野山釈迦文院・遠州西楽寺本末出入之儀〕（西楽寺文書近世806）	大山八大坊 賢隆 筑波知足院 栄増	智積院僧正 （その後、智積院から西楽寺に渡されたらしい）	—
5月25日	①遠州西楽寺の本末関係について、智積院と釈迦文院との間で相論があった。 ②筑波知足院と大山八大坊の扱い（仲立ち）によって相論は決着した。 ③西楽寺の「古キ勸進帳」（「勸進記」のことか）に、「為醍醐末寺」とあったことから、西楽寺の学頭は醍醐の法流を相伝することとし、醍醐寺を本寺とすることに決まった。	〔西楽寺本末之儀〕（西楽寺文書近世799、西楽寺文書近世802）	大 坊 宥実 岸之坊 宥快 梅本坊 宥戒 多宝寺 宥咩 願成寺 宥〔ママ〕 （福智坊は不参）	筑波知足院 大山八大坊	大山八大坊 賢隆 筑波知足院 栄増
8月25日	①遠州西楽寺の本末関係について、智積院と釈迦文院との間で相論があった。 ②筑波知足院と大山八大坊の扱い（仲立ち）によって相論は決着した。 ③西楽寺の「古キ勸進帳」（「勸進記」のことか）に、「為醍醐之末寺」とあった。 ④そこで、醍醐の法流を相伝し、醍醐寺を本寺としたい。 ⑤他の法流や寺法を受けることはしない。	〔新古義取障済口証文〕（西楽寺文書近世988）	遠州西楽寺学頭 宥真	筑波知足院 大山八大坊	大山八大坊 賢隆 筑波知足院 栄増 願成寺 多法寺 梅本坊 岸 坊 福智坊 大 坊 林徳寺 松本坊
9月13日	①西楽寺が醍醐報恩院の末寺となることを約諾した。 ②そのため、報恩院の法流を残さず授与する。	〔報恩院僧正寛済書状〕（西楽寺文書近世800）	報恩院僧正 寛済	西楽寺学頭房	—
9月13日	①今度、遠州西楽寺のこと（醍醐報恩院の末寺となること）は、委細承知した。 ②西楽寺は当流（報恩流）を懇望しているということで、当院（報恩院）の末寺として末寺帳に載せ、法流を残すところなく授与する。	〔報恩院僧正寛済書状〕（809）	報恩院僧正 寛済	知足院法印	—
9月13日	①西楽寺について、智積院と釈迦文院とで「新議・古議之穿鑿」があった。 ②この「新議・古議之穿鑿」が、江戸の寺社奉行の知る所となった。 ③西楽寺は新義の寺だと届け出をして落着した。 ④西楽寺は、古来国本に本寺がなく、また、法流の手筋もなかった。 ⑤そこで、この度智積院僧正と筑波知足院の紹介により、醍醐報恩院の末寺に加えてもらい、法流を相承した。	〔報恩院末成候書下〕（西楽寺文書近世801）	西楽寺	行樹院	醍醐報恩院殿内 善鏤 実秀

寛永15年（1638） 西楽寺本末関係決定の経緯

〔高野山釈迦文院・遠州西楽寺本末出入之儀〕  
（西楽寺文書近世八〇六）

（上書）  
「智積院僧正様  
御座下」

猶以西楽寺事、数代新義之僧今住持之条、已往迎茂相替儀有レ之間敷候。以上。

今般高野山釈迦文院・遠州西楽寺本末出入之儀、権現様如三元和元年之御朱印、真言宗之本末者、以ニ法流ニ相統相分之旨、貴院尊老被レ仰分、御奉行衆雖レ被ニ聞召、以ニ我々二人御奉行衆ニ奉レ得ニ内意、高野・根来両山為以来、昭近今存糺ニ自門之濫觴、西楽寺、醍醐寺之末寺ニ付、置分ニ暖今申事御座候。仍為ニ後鑑ニ捧ニ急簡ニ候。恐惶謹言。

大山  
八大坊  
賢隆（花押）

戊寅  
五月十七日  
筑波  
知足院  
栄増（花押）



# 古文書が参照している古文書

## 西楽寺八世住職尊昭が読んだ史料



### 古文書に引用された古文書

寛永十五年（一六三八）五月二十五日〔西楽寺本末之儀〕（西楽寺文書近世七九九）には、「就其西楽寺古キ勸進帳ニ為ニ醍醐末寺一由緒有レ之」とあります。西楽寺の古い勸進帳に、「醍醐寺の末寺」と書いてあった、とのことでした。

本冊子二ページに翻刻を載せた〔高野山釈迦文院・遠州西楽寺本末出入之儀〕にも「糺ニ自門之濫觴一、西楽寺、醍醐寺之末寺ニ付、」とあり、賢隆と栄増がそれぞれの寺の歴史（史料には「濫觴」とある）を調べたところ、西楽寺は醍醐寺の末寺だった、とのことでした。

現在の我々が、様々な史料を調べて歴史的事実を突き止めるように、江戸時代の人々も、様々な史料

から過去のことを調べました。

〔西楽寺本末之儀〕にある「西楽寺古キ勸進帳」とは、弘治三年（一五五七）「西楽寺勸進記」のことでしょう（西楽寺文書中世八、参考文献1、三〇三ページに、一部読み間違いがあるものの翻刻あり）。「西楽寺勸進記」には西楽寺は、源頭房の頃に真言宗となり「醍醐之末寺」となった、と書いてあります（左上写真）。

このように、後世根拠史料として引用されるような史料は、重要な史料として、大切に保管されます。今日残されている古文書などは、こうした、過去の人々が大事に保管してきた史料が、災害などを乗り越えて、奇跡的に残されたものに他なりません。

### 尊昭の頃の古文書調査目録

西楽寺文書に、宝永元年（一七〇四）に書かれた「覚」という史料があります。（西楽寺文書近世八八六、次ページに翻刻）。

読んでみると、かなり大雑把な古文書目録という

か、メモ書きなのですが、とても興味深い史料です。

報恩院寛済の書状が主に記されているのですが、その中に「一、同（寛済／引用者注）御状 二通」とあって、その但し書きとして「但、本末約諾状・知足院へ之状老通」と書いてあります。

「約諾」という文言、知足院宛の寛済書状……。なにか覚えがありますね。

そう、前ページの表にある、寛済書状（西楽寺文書近世八〇〇、八〇九）です。

表題が無かったので、私は仮に〔報恩院寛済書状〕と味気ない名称で呼んでいましたが、西楽寺文書近世八〇〇号文書は「本末約諾状」、同八〇九号文書は「知足院へ之状」と呼んだ方が良いのかもしれない。史料名から内容が分かりやすく、江戸時代人がそう呼んでいたことも確かですから。

では、なぜこの目録が重要なのでしょう。それは、まさしく宝永元年の六月に、当時の西楽寺住職尊昭が、重要史料で報恩院寛済の史料を参照しているらしいことが分かるからです。

その史料の名は『新可結衆牒』（西楽寺文書近世一〇〇）。本冊子五、六ページで詳しく紹介します。



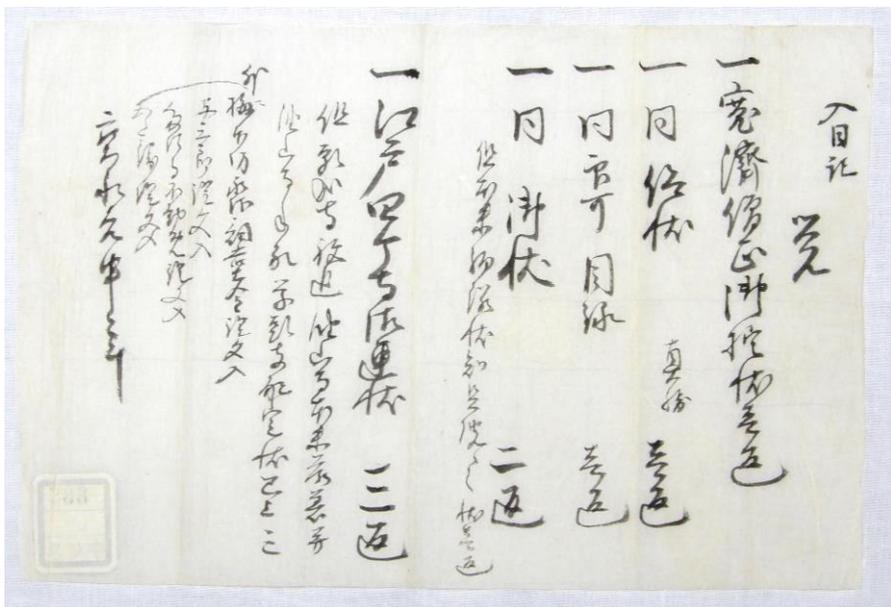
「西楽寺勸進記」  
赤字「醍醐之末寺」

【重要参考史料】

- 1、「西楽寺勸進記」(西楽寺文書中世八)
- 2、「西楽寺本末之儀」(西楽寺文書近世七九九)
- 3、宝永元年(一七〇四)「覚」(西楽寺文書近世八八六)

【参考文献】

- 1、袋井市史編纂委員会編『袋井市史 史料編一 古代中世』(袋井市、一九八一年)。
- 2、袋井市史編纂委員会編『袋井市史 史料編二 近世』(袋井市、一九八二年)。
- 3、袋井市歴史文化館編『中遠の古刹 真言宗西楽寺 I 縁起と系譜』(二〇二二年)



宝永元年(1704)「覚」(西楽寺文書近世 886)

宝永元年(一七〇四)「覚」(西楽寺文書近世八八六)

入日記

覚

- 一、寛濟僧正御掟状(巻五)
- 一、同仰状 真跡(巻五)
- 一、同印可目錄(巻五)
- 一、同 御状(二通)

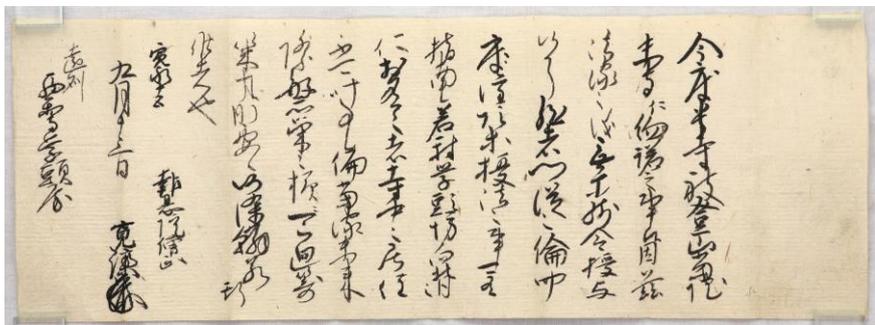
但、本末約諾状・知足院へ之状(巻五)

- 一、江戸四ヶ寺御連状(三通)

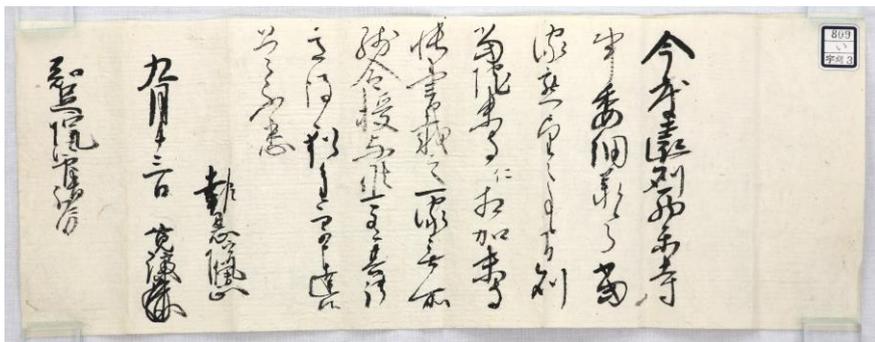
但、願成寺放返・油山寺本末落着并  
油山寺承知学頭支配定状、已上三。

外二

- 梅本坊永代調堂金証文入
- 与三郎証文入
- 多宝寺不動免証文入
- 五兵衛証文入(一七〇四)
- 宝永元年申年



上写真：  
「本末約諾状」(西楽寺文書近世 800)



下写真：  
「知足院へ之状」(西楽寺文書近世 809)



# 『新可結衆牒』

## 尊昭が描いた近世西樂寺の成立

### 『新可結衆牒』

『新可結衆牒』（西樂寺文書近世一〇）は、宝永元年（一七〇四）林鐘（陰曆六月）に、西樂寺八世住職の尊昭が作成した、新たに印可された人の名簿です。名簿は西樂寺十三世住職元宜の頃まで書き継がれたようですが、その後忘れられ、西樂寺十九世宥盛が再発見したようです。名簿の末尾に、異筆で、宥盛が自分の名前を記しています。

縦帳（いわゆる和綴じのノート）で、縦312mm×横227mm×厚6mm。大きな史料です。

尊昭による序文「新可結衆牒序」があり、そこには、名簿を作成することになった経緯と、近世西樂寺の成立期のこと書かれています。

それによると、「大衆」（ここでは僧侶のこと）の位次（序列や席次のこと。ここでは席次の意）がよく分からなくなってしまうので、儀式の時に席次を間違えないようにするために、名簿を作ったのだといえます。

その記述に続いて、「安養山西樂寺之興起」が記されます。そこで、尊堯（≡宥真）が住職の時に、法流

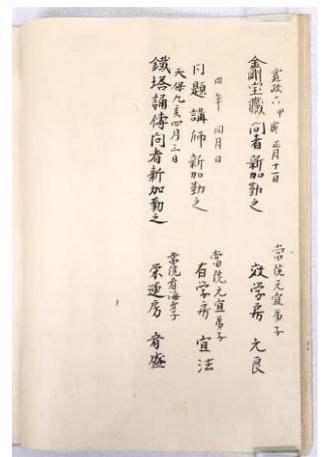
が混乱してしまったので、醍醐の報恩院寛済に「本末之因」を結んでもらった、と言います。

先に紹介した、宝永元年「覚」（西樂寺文書近世八八六）とあわせて考えると、宝永元年に、尊昭は、近世西樂寺の成立期を描くために、西樂寺に残された古文書を調査したのではないかと考えられます。序文にはまた以下のようにあります。

…：特去元禄第九庚申春、武陽四員之内真福性  
遍和尚招于当院宥弁法印・鎌田山金剛院尊祐法  
印一而、使二三箇精舍定二於遠州一派常法談所一。  
爾来勸誠於両山衆徒一暨二門下末流一。列三會二  
九所化一而、夏冬鳴二不易論鼓一…：

元禄九年（一六九六）春、江戸四ヶ寺真福寺に、西樂寺七世住職宥弁と、鎌田山金剛院の尊祐が呼び出され、この二箇寺を「遠州一派常法談所」としたのだといえます。

このように、西樂寺と金剛院の重要性が増したことで、儀式が増え、席次を明らかにする必要が増し、『新可結衆牒』を作成したのかもしれない。



『新可結衆牒』末尾  
宥盛が自分の名前を  
書き足している。

### 『当山諸由緒扣』所収の「結衆帳序」

西樂寺展で度々紹介している、『当山諸由緒書扣』（西樂寺文書近世一一）は、二冊の縦帳と一通の文書が綴じられたものですが、二冊目の縦帳の冒頭には、「結衆帳序」という文章が収録されています。

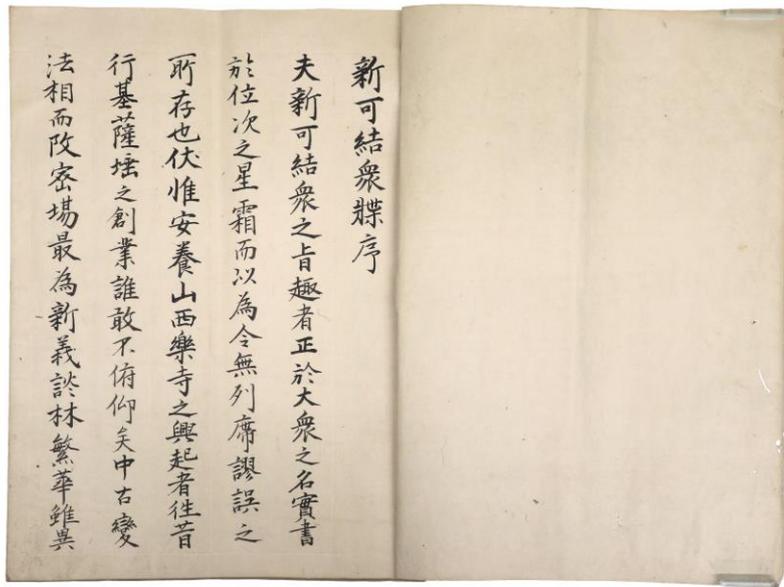
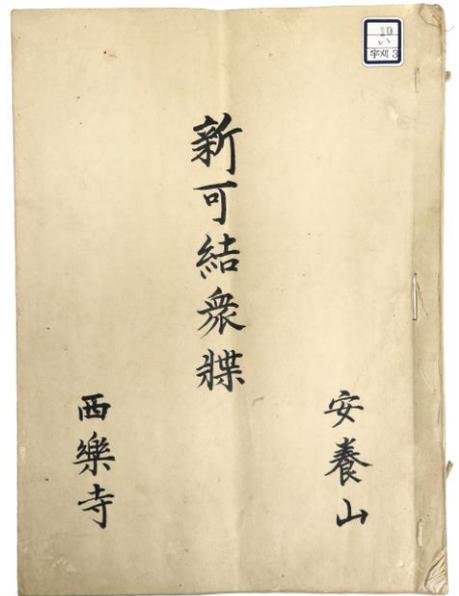
次ページに翻刻を載せましたが、「結衆帳序」と「新可結衆牒序」は、異同は多いのですが、同じものようです。

細かく読んで分析してみたところ、「結衆帳序」は、「新可結衆牒序」を書くための下書きらしく、尊昭自身による推敲のようです。

「結衆帳序」をきっかけに検討したところ、『当山諸由緒扣』の二冊目の縦帳は、尊昭の筆によるノータらしいことが分かりました。

#### 【重要参考史料】

- 1、『新可結衆牒』（西樂寺文書近世一〇）
- 2、『当山諸由緒扣』（西樂寺文書近世一一）



『新可結衆牒』表紙（右写真）と「新可結衆牒序」冒頭（左写真） 角筆で野線を引き、端正な字で記している。

「新可結衆牒序」(「新可結衆牒」より)

新可結衆牒序

夫新可結衆之旨趣者、正於大衆之名実一書於位次之星霜一而、以為令無列席謬誤之所存也。伏惟安養山西樂寺之興起者、往昔行基薩埵之創業。誰敢不俯仰一矣。中古變法相一而改密場一、最為新義談林一。繁華雖異他、痛哉、數歲遭兵乱一而租風速一類敗一。纔事僧挑於法灯之函一、或看守漸住山而、前代之法脉尽糾紛一焉。雖然天運循環無往不復一当宗廟一、

東照宮神武之德隆盛、治教休明。於神社仏閣如旧例一輝一威光一。吾山有台命一而寺務料米山林等任一先蹤一免一許一。于時住僧宥宝阿闍梨中興之祖師也。亦到于尊堯法印之代一、歎於法流駁雜一、再改而思相統速飛一錫於洛東

醍醐里一、請于報恩院寬濟僧正一而、從締於本末之因一。永以紹隆之凝於天下泰平國家安鎮之丹誠一矣。(六九六)特去元祿第九庚申春、武陽四員之内真福性遍和尚招于当院宥弁法印・鎌田山金剛院尊祐法印一而、使三箇精舍定於遠州一派常法談所一。爾來勸誠於

両山衆徒一暨門下末流一。列二會二九所化一而、夏冬鳴二不易論鼓一。以三是掟一為二將來規矩一、聊不可有二斷絶一者也。故自新可始結二名席一而、備于出世階級之龜鏡一爾云。(六)

皆宝永元甲申歲林鐘日

当山第八世阿闍梨法印尊昭(印) (印)

「結衆帳序」(「当山諸由緒扣」所収)

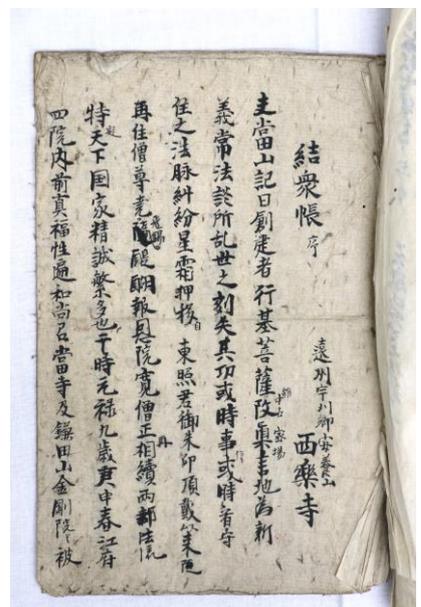
結衆帳序

遠州宇刈郷安養山

西樂寺

夫当山記曰創建者行基菩薩。雖中古密場改真言地為新義常法談所乱世之刻失其功或時事或時看守住之法脉糾紛星霜押移。東照君御朱印頂戴以来隨再住僧尊堯飛鶴醍醐報恩院寬濟僧正相統兩部法流特天下國家精誠繁多也于時元祿九歲庚申春江府四院内前真福性遍和尚召当寺及鎌田山金剛院二被定当國之兩談林依茲勸両山之衆徒門末等列二九所化鳴夏冬不易論鼓以祈台寿御願定為万歲勤是以自新可初結其名為世階級之龜鏡者也

皆宝永元甲申林鐘日



「結衆牒序」(『当山諸由緒扣』)



# 西楽寺の歴代住職調査に見る近世西楽寺

## 近世西楽寺は慶長五年（一六〇〇）が画期？



### 謎が多い西楽寺歴代住職

天保十年（一八三九）三月、西楽寺十七世住職宥海（宥歎）は、江戸四ヶ寺の真福寺に、西楽寺の歴代住職一覧を提出しました（重要参考史料1、2）。

しかし、宥海の調査では、住職就任年月日など不明部分が多かったため、宥海の死後、西楽寺十八世住職栄岳が、宥海の調査を基に、真福寺にある古文書なども参照して、いくつかの西楽寺歴代住職調査ノートを作成しました（参考文献3、4）。

古文書から考証したため、資料ごとに異同があり、住職就任年月日にも、明らかな誤りがあるのですが、それでも、精力的かつ詳細な調査です。

さて、宥海、栄岳の歴代住職調査ですが、興味深い特徴があります。

【重要参考史料】の史料名を御覧いただければ一目瞭然ですが、慶長五年（一六〇〇）を区切りとして、西楽寺歴代住職を数えているのです。

特に栄岳の天保十一年（一八四〇）五月『住職実名年月取調書』（西楽寺文書近世五四）を見ると、「享祿元（一五二八）以来安養密山西楽寺世代」として、

第一世快禪、第二世禅栄、第三世幸遍、第四世尊栄の四人を挙げ、その後、「慶長五年以来安養密山西楽寺世代」として、第一世宥宝、第二世宥識……と数えています（この後は書き込みが多く混乱あり）。

近世西楽寺は、宥宝（住職就任年月日不明）からつながったもの、という認識があり、「ではいつから？」という時間的感覚としては、目安として、慶長五年以降が近世西楽寺だ、と認識していたようです。慶長五年というと、やはり関ヶ原の戦いを意識しているのでしょうか。

### 【重要参考史料】

- 1、天保十年（一八三九）三月（慶長五年以来西楽代と之住持実名等左三奉申上候）（西楽寺文書近世四一）
- 2、天保十年（一八三九）三月『当寺住職中死去或隠居又ハ御仕置有無書上扣』（西楽寺文書近世四二）
- 3、天保十一年（一八四〇）十一月『西楽寺世代慶長五年以来住職人躰実名等相改上奉申上候控』（西楽寺文書近世五三）
- 4、天保十一年（一八四〇）五月『住職実名年月取調書』（西楽寺文書近世五四）



『住職実名年月取調書』（西楽寺文書近世 54）表紙（右写真）と冒頭（左写真）

ちなみに、他の諸史料も参照すると、慶長5年以前の住職4人は、全員ではなく、史料で名前が確認できた人物のみ記したらしい。